

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構債券説明書  
平成 21 年 10 月 16 日

## 第 50 回日本高速道路保有・債務返済機構債券

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- 1 本独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構債券説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「第 50 回日本高速道路保有・債務返済機構債券」（以下、本説明書中において「本債券」という。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）（以下「機構法」という。）第 22 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
- 2 本債券は、政府保証の付されない公募債券（財投機関債）であり、いかなる意味においても政府の債務を表章するものではありません。
- 3 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により、同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構が任意に作成したものですが、投資判断は別に配布する日本高速道路保有・債務返済機構基本説明書（平成 20 年 8 月）（以下「基本説明書」という。）の記載事項もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。  
なお、本説明書は、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく発行届出目論見書ではありません。
- 4 当機構の事業年度は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「通則法」という。）第 36 条第 1 項に定めるとおり、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わりますが、当機構は、機構法の施行により平成 17 年 10 月 1 日に設立されたため、その設立初年度となる平成 17 事業年度は、設立日である平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとなります。  
なお、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明は求められておりません。
- 5 当機構の財務諸表は、通則法、機構法のほか、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）を受けて開催された独立行政法人会計基準研究会において、平成 12 年 2 月 16 日に作成された「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等に基づき作成することとされております。かかる財務諸表は、通則法第 39 条の規定により、監事による監査のほか、会計監査人の監査を受けることとされております。  
なお、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明は求められておりません。
- 6 当機構は、機構法に基づき新たに設立された独立行政法人であり、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の有する一切の権利及び義務は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）（以下「施行法」という。）第 15 条第 2 項の定めにより国及び出資地方公共団体が承継することとされた権利義務を除き、施行法第 14 条第 3 項の認可を受けた実施計画（同条第 4 項の認可があった場合には、変更後の実施計画を指すものとする。）に従い、当機構並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が承継しております。かかる権利義務の承継の内容につきましては、基本説明書「発行者情報 第 1 発行者の概況 3 事業の内容（1）当機構の業務内容」をご参照下さい。

本説明書に関する問い合わせは、当機構経理部資金課（03-3508-5177）までお願いします。

## 本説明書の目次

【証券情報】	.....	1
【募集要項】	.....	2
1 【新規発行債券】	.....	2
2 【債券の引受け及び債券に関する事務の委託】	.....	6
3 【新規発行による手取金の使途】	.....	6

## 【証券情報】

【募集要項】

1 【新規発行債券】(30年債)

銘柄	第50回日本高速道路保有・債務返済機構債券（指定金融機関等限定）	振替債券の総額	金 130,000,000,000 円
記名・無記名の別	無記名	発行価額の総額	金 72,722,000,000 円
各債券の金額	1億円の1種	申込期間	平成21年10月16日
発行価格	各債券の金額100円につき金55円94銭	申込証拠金	各債券の金額100円につき 金55円94銭とし、払込期日に払 込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年0.5パーセント	払込期日	平成21年10月23日
利払日	毎年1月20日及び7月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成51年3月18日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成22年1月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月20日及び7月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2)発行日の翌日から平成22年1月20日までの期間及び平成51年1月20日の翌日から償還期日までの期間につき半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息をつけない。 (5)本債券の利金は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「振替法」という。）及び上記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。		
償還の方法	1. 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2. 債還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、平成51年3月18日にその全額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 (4)本債券の元金は、振替法及び上記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」という。)の定めるところにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「当機構」という。)の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)	
	その他の条項	該当条項なし	

取得格付	取得格付 指定格付機関 格付取得日	AAA 株式会社格付投資情報センター 平成 21 年 10 月 16 日
	取得格付 指定格付機関 格付取得日	A a 2 ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク 平成 21 年 10 月 16 日
摘要		<p>1. 各債券の形式      本債券は、その全部について振替法第 66 条第 2 号の規定に基づき振替法の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、同法第 67 条第 1 項の規定に基づき本債券の券面を発行することができない。</p> <p>2. 期限の利益喪失に関する特約      当機構は、次に掲げる事由のいづれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失い、本債券を期限前償還金額（以下に定義する。）に未払い経過利息を付した金額で、直ちに償還する。      本項において期限前償還金額とは、発行価額に、発行価額に対して、発行日の翌日から期限の利益を失った日まで、利払期日毎に、半年複利で年 1.985 パーセントの利率を適用して得られる金額を加えた額とする。半箇年に満たない期間につき計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(1)当機構が別記「利息支払の方法」又は「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒しないとき。      (2)当機構が本債券以外の債券又は機構法第 15 条第 1 項の規定に基づき債務引受を行った社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。      (3)当機構が債券を除く借入金債務（当機構が債務引受を行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。      (4)当機構が解散することを定める法令及び解散期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前迄に、本債券の債務の総額につき他の法人に承継されることを定める法令が公布されないとき。      (5)法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>3. 期限の利益喪失の公告      前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第 4 項(2)に定める方法により公告する。</p>

摘要	<p>4. 公告の方法</p> <p>(1) 本債券に関し、本債券の債権者が利害を有し、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合には、これを公告する。</p> <p>(2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>5. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権行使することができる本債券の債権者をいう。以下本要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき</li> <li>② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</li> <li>③ 決議が著しく不公正であるとき</li> <li>④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</li> </ul> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第4項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p>
----	--

	<p>6. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 当機構は、機構法の定める当機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、募集の受託会社にこれを通知する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>7. 追加発行</p> <p>当機構は、随时、本債券の債権者の同意なしに、本債券と初回利払日ないし発行価額を除く全ての点において同じ要項を有し、本債券と併合されることとなる債券（以下「追加債券」という。）を追加発行することができる。追加債券の発行日以降、本要項に関する各規定は、当該追加債券にも及ぶものとする。</p> <p>8. 募集及び募入方法</p> <p>本債券の募集は、本債券を取得した者が本債券を以下に定める指定金融機関等（以下「指定金融機関等」という。）以外の者に譲渡を行わないことを条件として、指定金融機関等である者に限定して一般募集し、応募超過の場合は引受並びに募集の取扱会社が適宜募入額を定める。</p> <p>(1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）（以下「特別措置法」という。）第8条第1項に規定する金融機関。</p> <p>(2) 特別措置法第8条第2項に規定する金融商品取引業者等。</p> <p>(3) 特別措置法第8条第3項に規定する内国法人。</p> <p>(4) 所得税法（昭和40年法律第33号）（以下「所得税法」という。）第176条第1項に規定する内国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者。</p> <p>(5) 所得税法第180条の2第1項に規定する外国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者。</p> <p>9. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>株式会社三井住友銀行</p>
--	---

## 2 【債券の引受け及び債券に関する事務の委託】(30年債)

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件	
債券の引受け	ゴールドマン・サックス証券 株式会社	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー	百万円 130,000	引受人は、本債券の全額につき 引受ならびに募集の取扱いを行 い、応募額がそ の全額に達しな い場合には残額 を引受ける。	
	計		130,000		
債券に関する事務の委託	募集の受託会社の名称	住 所			
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号			

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
72,722,000,000 円	374,493,000 円	72,347,507,000 円

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額 72,347,507,000 円は、全額を機構法 12 条第 1 項及び第 2 項に定める業務に充当する予定です。